

## 行橋市学校給食費臨時給付金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による影響を踏まえ、子育て世帯の生活を支援するため、行橋市学校給食費臨時給付金(以下「給付金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童等 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、行橋市住民基本台帳に記録されている者であって、平成20年4月2日から平成29年4月1日までの間に生まれたものをいう。
- (2) 保護者 児童等と居住し、これを養育している者をいう。

### (支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、令和5年度中に市内の小学校又は中学校に在籍する児童等であって、当該年度の9月1日(以下「基準日」という。)以後の在籍期間において学校給食を停止(行橋市給食費等の徴収に関する要綱(平成25年12月行橋市告示第96号)第6条第2号の規定により停止した場合に限る。以下同じ。)した期間があるもの(以下「対象児童等」という。)の保護者とする。

### (給付金の額)

第4条 給付金の額は、基準日以後の配食日数(対象児童等が所属する学級に学校給食の配食がなされた日数をいう。)のうち、学校給食を停止した日数(以下「停止日数」という。)分の給食費相当額とする。

2 前項の給食費相当額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める計算式によって算定した額とする。

- (1) 児童 237円に停止日数を乗じて得た額

(2) 生徒 283円に停止日数を乗じて得た額

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする対象児童等の保護者(以下「申請者」という。)

は、学校給食費臨時給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)を令和6年3月13日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により学校給食費臨時給付金支給申請書兼請求書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは学校給食費臨時給付金支給決定通知書(様式第2号)により、不適當であると認めるときは学校給食費臨時給付金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、速やかにこれを支給しなければならない。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給決定を取り消し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。